

ゆう ID 利用規約新旧対照表

※下線部分は改定部分

現 行	改 定
ゆう ID 利用規約	ゆう ID 利用規約
本編	本編
第 1 条～第 16 条（略）	第 1 条～第 16 条（略）
	<u>第 17 条（外部サービス等への情報提供）</u> <u>1 会員は、当社所定の方法により、他社サービス等及びその他当社以外の者が提供するオンラインサービス（以下「申請先サービス」といいます。）の住所変更を目的とした、ゆう ID 登録情報に基づく住所情報等の変更申請（以下「住所変更申請」といいます。）を行うことができます。</u> <u>2 会員は、住所変更申請の利用にあたっては、申請先サービスの提供元が求める会員情報を当該提供元に提供する必要があります。</u> <u>この会員情報の提供は、会員から当社が委託を受け、会員に代わって当該提供元にこれを行うものとします。</u> <u>3 会員は、前項のほか、住所変更申請の申請先サービスの提供元が定める利用条件（名称を問いません。以下本条において同じとします。）に同意の上、利用の申込み及びアカウント等の登録その他必要の手续を行います。</u> <u>4 会員は、自己の責任において住所変更申請を利用するものとし、その利用に当たっては、申請先サービスの提供元が定める利用条件が適用されます。</u> <u>当社は、会員が住所変更申請を利用したこと若しくは利用できなかったこと、会員に前項のアカウント等の管理上若しくは使用上の過失があったこと、又は第三者による使用等により会員又は第三者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。</u>
第 17 条（会員サービスの停止等）（略）	第 18 条（会員サービスの停止等）（略）
第 18 条（免責）（略）	第 19 条（免責）（略）
第 19 条（反社会的勢力の排除）（略）	第 20 条（反社会的勢力の排除）（略）
第 20 条（オンラインによる本人確認が必要な会員サービスの利用）（略）	第 21 条（オンラインによる本人確認が必要な会員サービスの利用）（略）
第 21 条（知的財産権）（略）	第 22 条（知的財産権）（略）
第 22 条（委託・再委託）（略）	第 23 条（委託・再委託）（略）
第 23 条（準拠法及び合意管轄）（略）	第 24 条（準拠法及び合意管轄）（略）

個人情報保護編（略） 第 1 条～第 6 条（略） 附 則（2025 年 7 月 1 日） 本規約は、2025 年 7 月 1 日から実施します。 附 則（2025 年 9 月 26 日） 本規約は、2025 年 9 月 26 日から実施します。 附 則（2026 年 2 月 11 日） 本規約は、2026 年 2 月 11 日から実施します。	個人情報保護編（略） 第 1 条～第 6 条（略） 附 則（2025 年 7 月 1 日） 本規約は、2025 年 7 月 1 日から実施します。 附 則（2025 年 9 月 26 日） 本規約は、2025 年 9 月 26 日から実施します。 附 則（2026 年 2 月 11 日） 本規約は、2026 年 2 月 11 日から実施します。 <u>附 則（2026 年 5 月 24 日）</u> <u>本規約は、2026 年 5 月 24 日から実施します。</u>
--	---